

なるほど
法律 NAVI

連載企画

交通事故に関する損害賠償請求について

第3弾 『後遺障害の認定手続』

■交通事故により、傷害を負った場合には、入通院によって治療を行うこととなりますが、これ以上治療しても、良くも悪くもならない状態にあると医師が判断した場合には、症状固定となり、その後、後遺症の認定手続に入ります。

■後遺障害には、自賠責の制度上、1級から14級までの等級があります。そして、認定された等級に応じて、その後の補償額などが変わってくるのですが、自覚症状として痛みなどが残っているからといって、必ずしも後遺症が認定されるわけではありません。

■また、加害者側が任意保険に加入していた場合には、一括請求という方法により、その保険会社が後遺症の認定手続に関する書類を収集してくれますが、適正な後遺症認定のために必要な書類が全て集められるとは限らず、思ったような後遺症の等級が認定されないこともあります。

■また、高次脳機能障害など、交通事故の損害賠償の際に専門的な知識を要する事案の場合には、なおさら、弁護士によるアドバイスを受けながら、後遺症認定のための手続を進めていく必要があります。

いったん後遺障害等級が認定された場合、不服があ

れば、異議申し立てをするという制度がありますが、この手続により等級を変更することは難しい面がありますので、当初の認定手続が重要です。

■したがって、被害の実態に即した適正な後遺症認定のため、①医師が作成した診断書が十分に実態を反映したものであるかどうか、②他の医療機関で診断を受けたほうがよい事案かどうか、③身内の陳述書や心理士の評価書などの書類を別途収集したほうがよいかどうか、の諸々について、早めに弁護士などの専門家に相談し、アドバイスを得ながら進めていくことをお勧めします。

■今回は、損害賠償の中身についてお話しします。



弁護士法人あすか
今田健太郎

事前にお電話でご予約ください。



弁護士
法人
あすか

☎ (082) 493-7100 <http://asuka88.jp/>

〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階

【主な取扱業務】債務整理・一般民事・相続・交通事故・企業法務・経営再建等

【所属弁護士】福田浩・今田健太郎・上根裕章・谷脇裕子